

令和 7 年度

倉敷市雇用対策協定に基づく
事業計画

倉 敷 市
厚生労働省岡山労働局

第１ 趣旨

倉敷市（以下「市」という。）と厚生労働省岡山労働局（以下「労働局」という。）は、市における雇用の促進・労働環境の改善に連携して取り組むため、平成２８年８月８日に「倉敷市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び倉敷中央公共職業安定所（以下「ハローワーク倉敷中央」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出その他の雇用に関する施策と、労働局における職業紹介、雇用保険、事業主指導その他の雇用に関する施策とが、密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう、「倉敷市雇用対策協定に基づく事業計画」を策定する。

そして、各施策に対する互いの理解を深め、一体的な取組により、市の雇用の促進・労働環境の改善を図ることとする。

第2 令和7年度の主な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

(1) 市と労働局との連携窓口等

市においては文化産業局商工労働部労働雇用政策課、労働局においては職業安定部を雇用施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化を図るとともに、協働体制による施策の推進を図る。

(2) 雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度や雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページ、SNSの積極的活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。また、ハローワーク倉敷中央は、市に対して労働雇用施策の情報を提供するほか、市内の事業所や経済団体、求職者に対し、所内窓口や事業所訪問時等に積極的周知を図る。

市は、労働雇用施策の周知等について、広報くらしき、ホームページ等の広報媒体を活用し、分かりやすく市民への情報提供に取り組む。

(3) 協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク倉敷中央は、協定に基づく雇用対策を一体となって推進するにあたり、倉敷市雇用対策協定運営協議会を設置し、事業計画の策定、進捗状況の把握、事業評価及び改善策の検討を行う。

2 最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援の推進等

(1) 最低賃金・賃金の引き上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

労働局が実施する業務

- 中小企業等が最低賃金・賃金引き上げの原資を確保できるよう、価格転嫁指針の周知及び価格転嫁に係るセミナーの実施、業務改善助成金をはじめとした各種助成金の周知等により、最低賃金・賃金の引き上げに向けた支援を図る。

市が実施する業務

- 最低賃金の引き上げ、処遇の改善等について就業規則の作成又は変更を行う事業者を支援することにより、従業員が安心して働くことのできる職場づくりを促進する。

(2) 最低賃金制度の適正な運営

市及び労働局が実施する業務

- 使用者団体や労働者団体のほか、県や近隣市町等の協力を得て、最低賃金額の周知を図る。

労働局が実施する業務

- 地域経済・産業活動・労働者の実情を踏まえた地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

(3) 同一労働同一賃金の徹底

市及び労働局が実施する業務

- 短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の改善に向け、法制度や支援策の周知を図る。

3 個人の主体的なキャリア形成の促進

(1) 職業訓練の活用促進による再就職支援

労働局が実施する業務

- 市の主要産業であるものづくり分野、雇用吸収力の高い介護・保育分野、デジタル分野に係る公的職業訓練の受講を推奨し、受講に繋げるとともに、訓練開始前から訓練修了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により再就職の促進を図る。

市が実施する業務

- ハローワークで求職中の市民を対象に、職業訓練の経費を市独自に補助する「求職者職業訓練等支援金」により、再就職のためのスキルアップを支援する。

(2) 企業における人材育成のための積極的な活用勧奨

労働局が実施する業務

- 人材開発支援助成金「人への投資促進コース」及び「事業展開等リスクリング支援コース」の更なる積極的な活用勧奨を図り、企業内における人材の育成・活性化を支援する。

市が実施する業務

- 中小企業者に対し、従業員の研修受講、技能検定の受検、D Xや脱炭素分野を中心とした各種試験・検定の受験等に係る経費を補助する「人「財」育成支援事業補助金」により、職場におけるリスクリングを促進し、急激な環境変化に適応し、新たな価値創造の担い手となる人材育成を支援する。

【目標】

○職業訓練の修了3か月後の就職率：73.5%以上

4 新規学卒者等若者への就職支援

(1) 企業情報の発信等による若者と地元企業との就職マッチングの支援

市及び労働局が実施する業務

- 高梁川流域圏域7市3町と労働局の連携による「高梁川流域合同企業説明会」を年3回実施し、流域圏域内への地元就職を促進する。
- 市とハローワーク倉敷中央との連携による市内企業への就職の促進及び倉敷地域での労働力確保に向けた就職マッチングの機会拡大を図る。

労働局が実施する業務

- ユースエール認定制度を活用した若者の採用・育成に積極的な企業の情報を発信するとともに、合同就職面接会を開催するなど、企業と若者の就職マッチングの場を積極的に提供することにより、若者の就職を支援する。

(2) 新規学卒者等への就職支援

労働局が実施する業務

- 第2の就職氷河期世代をつくらないため、新規学卒者や3年以内既卒者を対象に、倉敷わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を行う。

(3) フリーターへの就職支援

労働局が実施する業務

- フリーター（35歳未満で正社員就職を希望する求職者）を対象に、倉敷わかものハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を通じて正社員就職を支援する。

【目標】

- 「高梁川流域合同企業説明会」：総来場者数 220人以上
- 新卒者等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制支援による正社員就職率：62.2%以上
- フリーター等支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制支援による正社員就職率：50.8%以上

5 就職氷河期世代を含む中高年層（35～59 歳）の正規雇用化等の推進

市及び労働局が実施する業務

- 高梁川流域圏域 7 市 3 町と労働局の連携による「高梁川流域合同企業説明会」において、就職氷河期世代を積極採用する事業者を「見える化」することで、同世代の参加を促し、流域圏域内への地元就職を促進する。

労働局が実施する業務

- 就職氷河期世代の不安定就労者については、概して能力開発機会が少なく、企業に評価される職務経歴も積めていない、就職活動の度重なる失敗により自分に自信が持てない、現状維持が精一杯で今後の展望を抱けない、正社員就職を諦めているなど、様々な課題を抱えている者が多い。

また、就職氷河期世代の年齢層も上がってきている中、就職氷河期世代と共通の課題を抱える幅広い世代への支援の幅を広げることが重要となってきた。

こうした不安定就労者一人ひとりが置かれている状況等、様々な課題を解決し、安定した雇用に結びつけていくため、ハローワーク倉敷中央に設置された就職氷河期世代を含む中高年層を対象とした窓口「中高年層（ミドルエイジ）専門窓口」を通じて、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求職者の適正・能力を踏まえた個別求人開拓等、就職から職場定着まで一貫した支援を実施する。

【目標】

○就職氷河期世代を含む中高年層（35～59 歳）の正社員就職件数：504 件以上

6 高齢者や障がいのある方の就業機会の拡大

(1) 「生涯現役支援窓口」との連携による高年齢者の就職支援

市及び労働局が実施する業務

- ハローワーク倉敷中央に設置された「生涯現役支援窓口」を通じ、高年齢求職者に対するチーム支援や55歳以上の求職者の個別求人開拓を推進する。
- 支援窓口における支援対象者を中心にシニア就職面接会及びセミナーへの参加を呼びかけ、就職促進を図る。
- 高年齢者の就業機会の確保を容易にするため、倉敷市シルバー人材センターの活用を促す。特に会員拡大のためハローワーク倉敷中央の窓口及び広報くらしきを活用した周知に併せ、更なる就業機会の拡大に向け、当該センターと連携し、シルバー派遣事業の市内事業所に対する周知を行う。

(2) 担い手として活躍する高齢者を増やす取組の強化

市が実施する業務

- シルバー人材センターにおいて、介護・生活支援・子育て分野に重点を置いた体系化された講習を実施できるよう、市が支援を行い、不足しているサービスの担い手の充実、シルバー会員のスキルアップ、地域住民のニーズに合ったサービスの展開、会員の健康維持や介護予防、多様な雇用・就業機会の提供等を図る。

(3) 「障がい者就職面接会」の開催

市及び労働局が実施する業務

- 積極的な障がい者雇用の意向を示している企業へハローワーク倉敷中央の求職者情報を提供するほか、就労意欲の高い障がい者に対する就労支援を目的とした就職面接会を開催することで、求人・求職ニーズのマッチング支援を図り、就労を通じて地域社会への参画促進を図る。

【目標】

- 生涯現役支援窓口における支援対象者（65歳以上）の就職率：87.0%以上
- シニア就職面接会、セミナーの開催：参加者数 50人以上
- 障がい者就労に向けた関係機関との連携による「チーム支援」や「優良勤労障害者表彰」及び「障がい者就職面接会」を行うことによるハローワークを通じた就職件数：459件以上

7 女性の活躍推進に向けた取組

(1) 女性活躍推進法の周知啓発

市及び労働局が実施する業務

- 女性活躍推進法に基づき、女性が活躍できる環境整備のための行動計画の策定等や情報公表を促すため、市及び労働局は、説明会や広報紙、ホームページ等により周知を図る。

また、女性活躍推進企業であることを示す「えるぼし」認定及び「プラチナえるぼし」認定について周知・啓発を図る。

(2) 女性の就業継続と再就職の促進

市及び労働局が実施する業務

- 女性の継続就業支援に向け、育児休業の取得促進や育児期の短時間就労等、多様な就業形態を後押しするための周知広報に努める。

また、女性の就労に対するモチベーションを高めるとともに、職場経験のブランクに起因する不安緩和を図ることを目的とした女性の再就職支援として、就労につながるスキルを学ぶ研修プログラムや個別カウンセリングを実施することで、円滑な復職支援を図る。

(3) 女性の起業支援

市が実施する業務

- 創業について学べる起業塾や事業プランの磨き上げを行うワークショップ型連続セミナーの実施、「女性起業家セミナー&交流会」の開催、女性起業家向け個別相談・伴走支援窓口の設置等により、女性の起業支援を図る。

【目標】

○えるぼし認定企業 新規認定：1社以上

8 人材不足分野における就職支援及び離職防止対策の取組

市及び労働局が実施する業務

- ハローワーク倉敷中央に設置された「人材確保・就職支援コーナー」を通じ、介護、医療、保育、建設、警備、運輸の雇用吸収力が高い分野において、業界団体と連携し、潜在求職者の掘り起こし、求人条件見直し等の求人充足支援、就職面接会の開催等を通じてマッチング支援を実施する。

市が実施する業務

- 「倉敷市介護保険事業者等連絡協議会」が主催する研修の開催の支援のほか、看護学生や有資格者を対象とした訪問看護ステーションでの実地研修の実施、医療福祉系大学における高齢者支援センターの業務内容や仕事の魅力の発信等を実施する。
- 「倉敷市民間保育所協議会」や「倉敷市私立幼稚園協会」が主催する就職説明会の開催支援に加え、養成校や求職者が身近に求人情報を入手できるよう、就職案内のホームページ・パンフレット・チラシ等により支援を行う。
- 「倉敷市保育士・保育所支援センター」において、次の業務を実施する。
 - ・ハローワーク倉敷中央との連携により、求職者の就職相談や体験研修会の実施等を通じ、保育分野での再就職を支援する。
 - ・市内の養成校や高校への出前授業等を実施し、保育士の魅力をPRする取組を実施する。
 - ・悩みを共有できる交流研修会や保育士等の要望にそった研修会等を実施し、雇用継続に向けた離職防止対策の取組を実施する。

【目標】

○人材不足分野（介護、医療、保育、建設、警備、運輸）の就職件数：1,678件以上

9 生活困窮者等の社会的自立に向けた就労支援

(1) 生活保護受給者等就労自立促進事業に基づく就労支援の推進

市及び労働局が実施する業務

- 福祉事務所による生活保護受給者等に対する就労支援において、ハローワークの支援により早期就労が見込まれる要支援者に対して、本協定に基づき、ハローワーク倉敷中央が保有する求人ニーズから適性に応じた職業紹介・あっせんを実施し、支援対象者の就労による自立を促進する。

【目標】

- 生活保護受給者の就労支援：支援対象者数 108 人以上、就職者数 64 人以上
- 児童扶養手当受給者の就労支援：支援対象者数 45 人以上、就職者数 44 人以上
- 住居確保給付金受給者の就労支援：支援対象者数 3 人以上、就職者数 3 人以上
- 生活困窮者の就労支援：支援対象者数 86 人以上、就職者数 58 人以上

(2) 「ワークプラザたましま」「福祉・ジョブサテライトみずしま」における生活就労相談や生活困窮者等の経済的自立に向けた取組

市及び労働局が実施する業務

- 平成25年8月に締結した「倉敷市とハローワークの一体的実施事業」に関する協定に基づき、地域の実情に即した経済・雇用対策とともに、生活保護受給者等の経済的自立と早期再就職に向けた取組の充実を図る。

【目標】

- ワークプラザたましま：開拓求人数 1,617 人以上、就職件数 550 件以上
チーム支援者数 45 人以上、就職率 63.2%以上
- 福祉・ジョブサテライトみずしま：支援対象者数 180 人以上
就職件数 126 件以上、就職率 69.6%以上

(3) 物価高騰等の影響及びその対策

市が実施する業務

- 物価高騰等の影響により、事業活動の継続に支障が生じている事業所からの離職又は事業所への就職が困難なことにより、生活に困窮する人がいる状況を踏まえ、「倉敷市生活自立相談支援センター」の就労支援員等による相談者の状況に応じた就職活動や就職後のフォローアップ等の個別の支援を継続する。

また、同センターで実施している無料職業紹介を活用した生活困窮者の求職ニーズ

と求人のマッチングや相談者の希望に応じ、就労訓練事業の利用の提案を行うほか、生活リズムや他者との交流において地域社会に馴染むことが困難な人に対し、就労準備支援事業を実施すること等により、生活困窮者の経済的自立や就労に向けた支援を継続する。

10 東京一極集中の是正に向けたU I Jターン・地元就職の支援

市及び労働局が実施する業務

- （再掲）高梁川流域圏域7市3町と労働局の連携による「高梁川流域合同企業説明会」を年3回実施し、流域圏域内への地元就職を促進する。
- 市とハローワーク倉敷中央の連携による市内企業への就職の促進及び倉敷地域での労働力確保に向けた就職マッチングの機会拡大を図る。
- ハローワーク倉敷中央等の関連団体との情報共有を行う「倉敷市移住促進協議会」を開催し、幅広い年齢層の移住検討者のニーズ集約を通じ、施策への反映を図る。
- 若者の地元就職、定着定住に向け、「新規学校卒業就職者歓迎大会」を実施するほか、仕事へのやりがいや悩み等を共有することができる異業種交流の機会を提供する。

市が実施する業務

- 市内での就職を望む県外在住のU I Jターン希望者（特に若者や東京圏・大阪圏在住者）に対し、住環境及び仕事環境の魅力を発信する「くらしき移住就労サポートデスク」を設置し、市内企業等への就職支援のマッチングを図る。

11 外国人の雇用環境整備の推進

市及び労働局が実施する業務

- 外国人の雇用状況を把握し、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が対処するための指針」に基づいた適正な雇用管理や働きやすい職場づくりを目指し、助言や情報交換の場を提供する。

労働局が実施する業務

- 生産年齢人口の減少が見込まれる日本社会において、外国人材の確保が注目されているほか、外国人労働者が増加している実態を踏まえ、外国人の雇用環境整備の支援を行う。

ハローワーク倉敷中央にポルトガル語の通訳を配置（月曜日、水曜日の午後）し、日本での就労が可能な者に対し、職業相談・職業紹介を実施するとともに、事業主に対しては、就労支援コーディネーター（外国人雇用管理担当）を配置し、事業所訪問等による助言・援助を実施する。

- 労働局監督課に「外国人労働者労働条件相談コーナー」を設置し、英語、中国語（月・火・木曜日、9:00～16:30）、ベトナム語（水・金曜日、9:00～16:30）による労働相談に対応する。

市が実施する業務

- 多言語対応の外国人相談窓口において、外国人からの労働・雇用に関する相談があった場合には、労働基準監督署・ハローワーク等所管部署へ迅速に到達できるよう支援する。

12 雇用変動や雇用調整等に対する支援

(1) 企業誘致による労働者確保支援や企業活動縮小に伴う雇用維持等に向けた取組

市及び労働局が実施する業務

- 本社機能移転等促進奨励金制度を活用し、市外から本社機能等を市内へ移転するなど、一定規模の求人需要が発生した際に、市と労働局、ハローワーク倉敷中央が情報共有を図り、求人職種に特化した個別面接会の開催、近隣市町村における求職者の動向等に係るデータの提供等により、必要な人材確保を図る。

また、特段の事情に起因する企業活動縮小に際し、関係する地方自治体や機関等と連携し、雇用保険等説明会や受付会の開催やマッチングを行うなど、労働者の雇用維持に向けて相互連携を推進する。

(2) 物価高騰等により影響を受けた企業に対する取組

市及び労働局が実施する業務

- 物価高騰等により影響を受けた企業に対し、様々な支援策の情報提供を行うことで、早期の企業活動平常化を支援する。

13 柔軟な働き方がしやすい環境整備

市及び労働局が実施する業務

- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等、副業・兼業の取組に役立つ情報提供を行う。
- フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保に向け、フリーランスやフリーランスに業務を委託する事業主（以下「発注者」という。）等に対し、あらゆる機会を捉え、フリーランス・事業者間取引適正化等法の内容について周知啓発を行う。
- フリーランスと発注者等との契約等のトラブルについての相談があった際には、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を踏まえ、「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど、適切に対応する。
- 労働局が県内における中小企業・小規模事業者の働き方改革の進め方を協議するために設置した「おかやま働き方改革会議」での取組やセミナーの開催、企業訪問、助成金の周知等、さらには、市が一人ひとりの事情に応じた多様な働き方ができる環境整備等に積極的に取り組む市内の事業所等を認定する「倉敷市男女共同参画推進事業所認定制度」を通じ、長時間労働の見直しや労働者の意欲向上に向けた意識改革を図り、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や女性活躍を推進する。

労働局が実施する業務

- 働き方改革に取り組んでいる企業の好事例の紹介を行うとともに、多様な正社員制度について、事例の収集提供等による周知を行う。
- 働き方改革推進支援センターにおいて、相談窓口やコンサルティング等、きめ細やかな支援を行うとともに、働き方改革推進支援助成金により、中小企業・小規模事業者等を支援する。

市が実施する業務

- （再掲）最低賃金の引き上げ、処遇の改善等について就業規則の作成又は変更を行う事業者を支援することにより、従業員が安心して働くことのできる職場づくりを促進する。

14 G7倉敷労働雇用大臣会合宣言の推進

市及び労働局が実施する業務

- G7倉敷労働雇用大臣会合の倉敷宣言を踏まえ、小学生（高学年）とその保護者を対象に倉敷市の労働雇用の歴史を顕彰するとともに、働くことに対する理解を促進するためのイベントを開催する。

市が実施する業務

- 勤労者のワーク・エンゲージメント向上を図るため、働き方改革に積極的に取り組んでいる企業の事例等を紹介するセミナーを開催する。
- （再掲）最低賃金の引き上げ、処遇の改善等について就業規則の作成又は変更を行う事業者を支援することにより、従業員が安心して働くことのできる職場づくりを促進する。
- 中学校・高等学校に社会保険労務士等を派遣し、働くことの知識やルールについて講義を実施する。また、地元企業を派遣し、職種ごとの特徴を紹介し、実際の作業を体験する出前授業を実施する。
- 高梁川流域圏域内の高等学校又は岡山県内の大学等が高梁川流域圏域内の企業と連携し、高梁川流域圏域内において行う地域課題に対する課題解決型学習又はキャリア教育に資する活動を支援することにより、地域課題の解決を担う人材の育成を図り、高梁川流域圏域内における就業を促進する。